

重要事項説明

1. 事業者

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 法人名 | NPO法人ばーそなるケア |
| (2) 法人所在地 | 福岡県八女市納楚344番地8 |
| (3) 電話番号 | 0943-41-0026 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 中島新助 |

2. 事業所の概要

- | | |
|---------------|---------------------|
| (1) 事業の種類 | 「指定訪問介護」 |
| (2) 事業の目的 | 事業の目的 高齢者の訪問介護による支援 |
| (3) 事業所の名称 | ヘルパーステーションけあサポ |
| (4) 事業所の所在地 | 福岡県八女市吉田942番地1 |
| (5) 電話番号 | 070-9012-1190 |
| (6) 事業所長（管理者） | 野林利行 |

3. 事業実施地域及び営業日・営業時間

- | | |
|----------------|---|
| (1) 通常の事業の実施地域 | 久留米市、筑後市、八女市、広川町 |
| (2) 営業日・営業時間 | |
| ・営業日： | 月曜日～金曜日。但し、事業所都合にて不定休あり。 |
| ・営業時間： | 午前9時00分～午後6時00分までとする。 |
| ・サービス提供日： | 年中すべて対応する。 |
| ・サービス提供時間： | 午前0時から午後12時まで（24時間）とする。
※電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。 |

4. 職員の体制

当事業所では、訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

- | | |
|-----------------------------------|---|
| (1) 管理者（1名） | この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。 |
| (2) サービス提供責任者（1名以上:利用者数に応じて配置） | 訪問介護サービスの利用申込みに係る調整・介護計画の作成及び説明を行うほか、訪問介護員等に対する技術指導等、サービス内容の管理を行うとともに、自らも訪問介護サービスの提供に当たる。 |
| (3) 訪問介護員等（常勤換算2.5名以上:利用者数に応じて配置） | 准看護師・介護職員実務者研修・介護職員初任者研修 |

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

<サービスの概要>

- | | |
|--|---|
| (1) 介護保険による身体介護・生活介護を行います | |
| ※ご家族分の洗濯は行いません。 | |
| ※ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。 | |
| ※日常生活に必要な物品の買い物を行います。
（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。） | |
| (2) 介護保険給付の対象とならないサービス（契約書第5条参照） | |
| ① 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービスの利用 | 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。 |
| ② 償還払い | ご契約者が、いまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったんお支払いいただきます。要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、介護保険から、自己負担分を除く金額の払い戻しを受けることができます。 |
| ③ 認定審査の結果が「自立」と判断された場合は、全額自己負担となります。 | |
| (3) 交通費（契約書第5条参照） | |
| | 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。 |
| | ①実施地域以外から片道10キロメートル未満 無料 |
| | ②実施地域以外から片道10キロメートル以上 400円 |
| (4) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条、第8条参照） | |
| | 前記（1）（2）（3）の利用料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求いたします。 |
| | 翌月末日までに、現金払い、振り込みもしくは口座振替にてお支払いいただきます。 |
| | 料金表：別表参照 |
| (5) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照） | |
| ① 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。 | |
| | ※利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等、やむを得ない場合には、取消料はいただきません。 |
| ●利用予定日の当日：利用者負担金 800円 | |
| ② サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。自然災害(台風・地震・積雪等)などの理由につき、訪問介護員の安全及び人員が確保できないなどのやむを得ない事態が発生した場合において、ご契約者とご相談のうえ、日時の変更及びキャンセルさせて頂くことがありますので御承ください。 | |

(6) サービスの実施の記録について

① サービス実施記録の確認

当事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、ご契約者にその内容のご確認をいただきます。内容に間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

② ご契約者の記録や情報の管理、開示について

当事業所では、関係法令に基づいて、ご契約者の記録や情報を適切に管理し、求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸経費は、ご契約者負担となります。)

6. 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の様態に急変、その他緊急事態が生じたとき、または、事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講じるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該ご契約者のご家族等へ速やかに連絡します。

7. 虐待の防止について

(1) 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針の整備。
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

虐待防止に関する担当者	管理者	野林利行
虐待防止に関する責任者	理事長	中島新助

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

8. 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

医療機関名称	
主治医	
所在地	
電話番号	
診療科	入院設備

9. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情相談窓口	常設窓口	TEL 070-9012-1190
		FAX 050-6861-1303
	相談担当者	野林利行

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- 苦情又は相談があった場合、ご契約者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行う。
- 相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、対応を決定する。
- 対応内容に基づき、必要に応じて関係者へ連絡調整を行うとともに、ご契約者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う。

(3) 公的機関の相談窓口

提供したサービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

営業日：月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

営業時間：9：00～17：00

八女市役所健康課介護サービス係	TEL 0943-23-2545
	FAX 0943-22-2186
筑後市役所健康づくり課係	TEL 0942-53-4115
	FAX 0942-52-5928
福岡県介護保険広域連合柳川・大木・広川支部	TEL 0944-75-6301
	FAX 0944-75-6340
久留米市役所介護保険課	TEL 0942-30-9247
	FAX 0942-36-6845
福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険相談窓口	TEL 092-642-7859
	FAX 092-642-7856

10. 事業所ご利用の際に留意いただく事項

(1) 感染症対策

利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合及び感染の疑い(濃厚接触)がある場合、医師の完治連絡がでるまで事業所利用できない場合があります。

(2) 設備・器具の利用

事業所内の設備、器具は本来の用法に従って利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。

(3) 宗教活動・政治活動・営利活動

利用者の思想、信仰は自由ですが、スタッフや他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。